

「先秦に於ける王道論の展開」

西本， 壯吉

<https://doi.org/10.15017/2344402>

出版情報：史淵. 12, pp.169-186, 1936-03-10. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

「先秦に於ける王道論の展開」

西 本 壯 吉

- 一、序
- 二、春秋戰國の世
- 三、王道論の展開
- 四、結 論

一、序

支那の思想界は春秋戰國の時代に於いて一大躍進を遂げ、諸子百家の輩出するありて當に思想界全盛期とも云ふべきであつた。

凡そ民族の思想はその生活から生れ出るものであり、同民族の思想にも時代によつて變化があり、特異性があるが、之とてもその生活狀態の變化推移、環境の然らしむる所である。今春秋戰國時代の諸子の起源を見るに、漢書藝文志には之に就き、儒家は司徒之官、道家は史官、法家は理官、其他、陰陽家、名家、墨家、縱橫家、雜家、農家、小説家等を擧げて皆王官より出づとしてゐるが、胡適は

「先秦に於ける王道論の展開」

その誤謬なることを論證し、之を漢代儒者の附會の説となし、淮南要略の諸家起源の記事を引用し、彼自からも亦老聃、孔丘より韓非に至る諸家は皆、世の混亂を憂へて、之を救濟せんと考へたものであるが故に、其の學は皆時世に應じて生れたものであり、王官には何等關する所無しと云つてゐるが（註）正に當を得たものと云ふべく、諸子の學は皆春秋戰國の時勢世變の所産に外ならぬものである。就中注目されるのは儒家と法家である。一は帝王の學として専ら君主の仁政を説き、他は法治至上主義を唱へて治國平天下を講じた。王道論は孟子、荀子によつて主唱されたものであつて、孔子の徳治主義、尙古主義の延長であることは勿論であるが、複雑なる戰國の時勢の進展と共に、霸道との關係に於いて變化して行く。本論ではこの王道論の展開を眺めて見たいと思ふのであるが、先づ第一に、王道論の發生と展開を誘發した春秋戰國時代の概況を見ることにする。

（註）胡適文存、卷二、諸子不出於王官論

二、春秋戰國の世

春秋の世は魯の隱公元年に始まり哀公十四年に至る時代であり、それより周の滅亡までを戰國時代と云ひ、その間實に四百七十餘年で、周の封建制度が崩壞し始めて、君主專制政治に移る過渡期に當る。

春秋の初期に於いて既に魯、衛、宋、鄭、齊、晋、秦、楚の如きは各々近隣の小國を併吞して相當

の勢力を有し、中にも楚は遙か南方に在り、周王に封ぜられて、その威力下にあつた周の封建諸侯でなかつたことは、封建制度の影響を受けること極めて少なく、人情習俗も亦北方のそれと趣を異にしたが故に、急躍の進歩を見せて周室及び中原の諸國の一大敵國となつた。次に晋、秦は共に邊境にあつて文化の程度の低かつたことは、反つて舊制度、特に封建制度の束縛を受けること少なく、新發展新建設の自由を有し、秦は貴族の亂も無く君權は極めて順調に發展し、晋も獻公以來、同姓異姓の貴族の滅亡少なからず、文公に到りて制度上の一大改革を行ひ、秦と共に漸次強大となつた。唯黄河下流地域の魯、衛、宋、鄭等は歴代の大宗族の後裔皆此の地に集まり、數代の文化を蓄積して最も文化の高かつた國々であつたが、國勢薄弱なる上に周の禮制は完全に保有されて、封建の制度から離れ得なかつた。齊は桓公立ちて管仲を相とし、その策によつて特殊な發達を遂げ、一種の中央集權制度を創始して北方に於ける一大雄國を形成し、中原の諸侯と會盟して覇者となり、南は楚の中原侵略に對し、北は北狄、西戎の侵入に對して周室を護り尊王攘夷を唱へたが、桓公の死後は五公子の争あり齊の霸業も敗れて晋が之に代つた。

春秋の中頃は之等封建諸國の争覇時代の初期であり、先づ晋楚の拮抗から始まる。晋は文公の時、齊、宋等と共に楚軍を城濮に破り、齊に代つて覇者となり尊王攘夷の實を擧げたが、文公の死後は桓公、文公の如き眞の覇者なく列國は互に覇を争つて、その新興勢力を擧げて戦つた爲に、戰爭の規模も漸次擴大され、日數も長期に互り従つて戰禍の慘も次第に激しくなつたのである。

春秋末期は政治上大變革の時期で、戦亂相繼ぐ中にも、各國の大貴族が權勢を得て君主の政權は失はれ、中央の權力は自然之等大貴族の手に移り、公室日に衰へ私門日に強くなる状態で、君主は總て一個の形式上の木偶に過ぎず。かくして所謂春秋の十二雄のみが周代の封建諸侯を代表した。

次の戰國時代に於いては、之等の十二雄は秦、楚、齊、燕、韓、魏、趙の七雄となつたが、春秋時代の楚及び戎狄に對する北方列國の抗戰の状態が一變して、秦と六國の抗爭となり、終に秦の天下統一によつて戰國時代を終るのである。

翻つて當時の社會方面を見るに、春秋の中葉以後は全く戰亂の時代で、社會状態も爲に激變して來る。即ち戰爭、會盟、朝聘、貢賦等の種々なる列國間の國際關係を生じ、引いて列國間の交通の發達商業の進歩、生産力の増大となり、他方人口の増加、都市の發展あり、從來封建制の下に行はれた行政制度の不適當なることも亦當然である。それ故に各國は行政に司法に長足の進歩を示したものゝやうである。税制に就いて見るならば、周公の制典より既に六七百年を経過し、井田法の存否は知る由もないが、農法は粗放式より集約式に進歩して土地の生産力も亦自然増加したが故に、土地生産力を課税の標準とした當時に於いては、舊來の税率の適用が不適當なることは明かであつて、魯國の宣公十五年、哀公十二年の税制改革はその適例と見てよい。

法制の改革にも亦更に顯著なものがある。その原因は第一に、周初の封建諸侯の數は千數百に及んだが、逐次強大國に兼併併呑されて、平王の時には百七十餘を數ふるに過ぎない。即ち極めて小規模

の國家組織より大社會組織を形成するに到つたが爲に、秩序維持の工具として法律の力を籍らざるを得ぬ。第二に貧富階級の懸隔既に甚だしく、貴族の奢侈は日に驕り、小民の生活は極めて困窮せるものがあつたが故に、法を犯す者多く、國家は遂に嚴刑峻法を用ひる必要に迫られたもので、鄭の刑書（襄公三十年）、晋の鼎刑（昭公二十九年）の制定が見られる。

思想方面に於いても、周初以來數百年を経、その間、思想の根底は極めて深厚である上に、庶民は興産殖財に非ずんば學術辯巧軍略を以つて將相、王佐たらんとする自由思想の勃興するあり、列國間の交通が頻繁を加ふるにつれて智識交換の機會も多く、思想界は完全に解放された。

之を要するに、春秋時代は周の王室は元より、國君の權力衰へ、大貴族が之に代つた貴族統治の世であり、社會萬般に互る大變革の時代であると共に、列國の兼併併吞盛行して戰亂絶間無く、各國にあつても内亂相繼ぎ、臣は君を弑し、子は父を殺すの亂世で、孔子をして駭目驚心せしめた時期であつた。

續いて七國爭霸の戰國時代となり、戰禍の慘烈言語に絶し、庶民は日に増す徭役と徵稅の過重に困憊その極に達し、一日も速かに天下の安定ならんことを希ふ有様であつた。

孔子、孟子、荀子の生活は當に此の間にあり、その王道思想も亦この亂世を背景として生れ出るのである。

三、王道論の展開

一、孔子の徳治主義

王道論は直接に孔子によつて説かれたものではないが、仁政を基調としてゐる點より見て、孔子の根本思想である仁義の説の延長であることは明らかで、唯この思想が當時の社會状態を基礎として、如何に孟子によつて展開されたかを見んが爲に、一應孔子の政治思想を述べる必要があると思ふ。

孔子は周の靈王二十一年（或は前年とも云ふ）魯の昌平郷に生れ、敬王四十一年に卒した春秋時代の末期の人である。魯は當時、「周禮は盡く魯に在り」と云はれた程、周の封建制度の形体を最もよく保有した國であり、然かも孔子が周に遊んで親しくその制度文物に接したことは、孔子の思想に多大の影響を與へたものと云ふべきである。

孟子の所謂「邪説暴行有_レ作、臣弑_二其君_一者有_レ之、子弑_二其父_一者有_レ之……」とは孔子の時代を説明して要を得たるもので、眞に春秋の初期以來、篡弑叛逆の事實は續出して窮らず、國君と大貴族の抗争日に烈しく、列國の對立、治者階級の貪搾は民心をして益々動搖惡化せしめたが故に、孔子の關心も自然之等の方面に向けられる。而して周制は尙ほ少くとも魯、衛、鄭等の諸國に行はれ、他方に依然として周室の存在したことは、孔子をして文武周公の世を憶ひ、遡つては堯舜の聖代を欽仰する尙古主義者たらしめた。

扱孔子の學の根本は仁であつたが、仁者、聖者たることの難きは到底之を望むべからず、卑近にして實際修養の目的とした君子たることすら頗る困難なものであつて、孔子自からも「躬行_三君子_一則吾未_三之有_レ得_一」（述而篇）或は「君子道者三、我無_レ能焉」（憲問篇）と云つてゐる。然らば君子とは如何なる人であるか。憲問篇に「君子道者三、仁者不_レ憂、知者不_レ惑、勇者不_レ懼」と云つて智情意の三を示し、里仁篇に「君子無_レ終食之間違_レ仁、造次必於_レ是、顛沛必於_レ是」爲政篇に「子貢問_三君子_一、子曰、先行_三其言_一而後從_レ之」として徳行を説き、更に堯曰篇に「不_レ知_レ命、無_レ以爲_三君子_一也」學而篇には「人_レ不_レ知而不_レ懼、不_三亦君子_一乎」として知命の人であることが説かれる。君子とは之等の徳を圓滿に備へたものであり、君主たる者も亦この徳を具ふべしとの主張より、孔子の政治觀が窺はれる。

孔子の爲政の根本は修己治人であり、治人の本は修己に在り、修己の目的は君子たらんとすることであるからして、君主は先づその身を正すことが必要である。子路篇に「其身正、不_レ命而行、其身不_レ正、雖_レ命不_レ行」と云ひ、顔淵篇にも「君子之徳風、小人之徳草、草尙_三之風_一必偃」とて、君子の徳の及ぶ所、草の風に靡くが如く民必ず之に従ふの意を述べて、君主の修徳を力説した。要するに君主は身を治め、その徳を以つて天下國家に臨むべしと云ふ徳治主義である。更に當時の下尅上の世態を憂ひて、尊王の大義を明かにし、諸侯貴族の専横を抑へて君主の尊嚴を維持し、社會の秩序保全の爲に大義名分を説き、禮樂が論ぜられた。孟子滕文公下に「世衰道微、邪說暴行有_レ作（中略）孔子懼作_三春秋_一。春秋天下之事也。是故孔子曰、知_レ我者其惟春秋乎、罪_レ我者其惟春秋乎」とあるが如く、春秋

の著作は全くこの目的に出るものである。名分に就いては「名不_レ正則言不_レ順、言不_レ順則事不_レ成」（子路篇）と述べてあるが、孔子に於いては若し名分が正さるれば、當時の放肆なる君主亂臣賊子は必ず名を顧み、義を思ひて反省する所あるべく、周室にして其の名分によつて最高權力を恢復し得れば、列國抗爭の禍は除くに難からず。君臣も亦各々その名分に従つて職位を守るならば、總ての篡弑争奪は消滅し、生民塗炭の苦は救はれ、天下の安定も容易なことと思はれたのである。

孔子の政治觀は大體上述の通りで、周制を親しく見聞し、春秋の亂世に直面して、遠く堯舜の聖治には及ばずとも、文武周公の至治に復ることを希つた。その爲にこそ仁を説き、大義名分、禮樂を唱へ、自からも善くその身を修めて世人の覺醒を促したが、時已に春秋の末であり、封建の舊制度、舊名分は一個の形骸に過ぎず、内に大貴族の跋扈あり、外に晋、楚、秦の列強の興るあり、遂に周室を再興し、先王の道を再現せんとする志は當世に絶たれ、孟子の王道論となつて展開して來るのである。

二、孟子の王道論

孟子は孔子に後るゝこと約百餘年、王道論の創唱者である。この時代は所謂戰國の世で、弱小國は強大國に併吞されて七國の對立となり、各々富國強兵を計りて以つて天下に覇を唱へるに汲々たる状態で、戰亂相繼ぎ、民衆は唯富國策と争覇の爲の一工具と見做され、過重なる徭役賦税に喘ぎ、速かに天下治まりてこの苦役より免れんとし、一方知識社會に於いても、先きに春秋初期より學問、思

想の自由あり、近くは孔子の先王の道を稱揚するあり、この状況の下に、孔子、子思の思想を受けて孟子の王道論が生れて来る。

孟子は先づ當時の楊墨の思想に反對して曰く「楊氏爲_レ我は無_レ君也。墨氏兼愛、是無_レ父也。無_レ父無_レ君是禽獸也。(中略) 楊墨之道不_レ息、孔子之道不_レ著、是邪說誣_レ民、充_レ塞仁義_レ也。仁義充塞則率_レ獸食_レ人、人爲_レ相食_レ。吾爲_レ此懼、閑_レ先聖之道_レ、距_レ楊墨_レ、放_レ淫辭_レ、邪說者不_レ得_レ作。作_レ於其心_レ、害_レ於其事_レ、作_レ於其事_レ、害_レ於其政_レ、聖人復起、不_レ易_レ吾言_レ矣。(中略) 我亦欲_レ正_レ人心_レ息_レ邪說_レ距_レ諛行_レ放_レ淫辭_レ以承_レ三聖者_レ、予豈好_レ辯哉、予不_レ得_レ已也。能言距_レ楊墨_レ者、聖人之徒也」(滕文公章句下)と。而して「人人親_レ其親_レ、長_レ其長_レ而天下平」(離婁章句上)と説いて、父子に親有り、君臣に義有ることを明かにし、大義名文を立て、社會の秩序の回復を計つた。故に孟子に於ける義は常に仁と並稱され、徳の最高のものとされてゐる。

更に天下國家に對しては、如何にすれば天下を混一して王たり得るかを説いた。之即ち孟子の王道論で、それは王となるべき道であつて、こゝに孔子の思想が更に實社會に則して展開されたことが知られる。孔子の時代には、周室は衰へたりと雖も依然として諸侯の上に在り、齊の桓公、晋の文公は尊王攘夷を唱へ、孔子は周室の復起と文武の制に倣ふを理想とした程であつたが、戰國となつては周室は有名無實、その復興も到底望まれぬ有様であつた爲に、孟子は君主にして天下を統一して王となることを肯定し、仁政を行ふことによつて統一の目的が遂げられ、戰禍も民の困窮も救ひ得べしと説

いた。即ち武力を手段とする霸道を排して、仁政による王道を尊び、君主の修己治人が主張される。孟子によれば、君主の富強策と征戦は民を苦しめ、結局民心の離反を招くに反して、若しも君主にして仁政を行ふ者あらば、天下の民は擧げて之に歸服し、兵權によらずとも天下に王たり得るとするもので、之に就いては離婁章句上に「桀紂之失天下也、失其民也。失其民者、失其心也。得天下有道、得其民、斯得天下矣。得其民有道、得其心、斯得其民矣。得其心有道、所欲與之聚之、所惡勿施爾也、民之歸仁也、猶水之就下、獸之走圻也」とあり、之を當時の状態に見れば、仁君一人の出現によつて天下の民は皆之に歸し、爲に他の君主の地位は失はれ、従つて列國の對争も消滅して天下は安定すると云ふ論である。乍併、之は孟子の理想に外ならぬ。何となれば、この論は第一に仁政を行ふ君主の下には、天下の民が總て歸屬するといふこと、第二に仁君は唯一人に限られ他は皆暴虐の君であることを前提としたものであつて、王道實現の不可能なること自から明白である。更に孟子が大義名分を重んじ、武力を排斥する點より見て、湯武の放伐を如何に解釋するか。齊の宣公に對へて曰く、「賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人、謂之一夫。聞誅一人、紂矣、未聞弑君也」(梁惠王章句下)と。桀紂は既に徳を失ひ、天命に叛き、君王に非ずして唯一夫に過ぎず。君を弑したものでないと考へられてゐるが、武力を用ふるを承認したことに、孟子の王道論の不完全さがある。

要するに戰國の七雄は攻伐に専念し、蘇秦、張儀等相次いで合縱連衡に務めた亂世で、迂遠なる王

道論が世に容れられぬは當然のことであるし、王道論そのものが空想的であり、君主自身の修己の必要のみが説かれ、如何にして仁政を施し得らるゝかゞ餘り考慮されぬ點に、その欠陥がある。

三、荀子の王道論

荀子の時代は戰國の末期で、天下愈々混濁して亡國亂君相繼ぎ、戰國大争亂の機は益々切迫して將に天下統一の機運に向はんとする時であつたが故に、その王道論も亦、之に關聯して天下混一のことが強張されてゐる。荀子の王道論には、仁義と威が天下に行はるゝこと、或は禮を修めること、又は民衆教化が考へられ、殊に禮を重んじて禮制の回復によつて天下統一の可能が認められてゐる。仁義を根本としたことは勿論、孔孟に由來するものであるが、禮を強調し、威を加へたところに荀子の特色がある。

孟子によつて對立視された王と覇に就いては、時に覇を排しながらも、之を君主の道の階級と見てゐる。王霸篇に「義立而王、信立而覇、權謀立而亡」とあるが、信にして霸たり得るならば、覇が敢て非難すべきものでないことを認めてゐるものであり、王道、霸道、彊道を示して、覇の下に更に疆をおいた。彊道とは當事の列國の君主を指したものであらうが、霸道は天下混一の急務であることから認められたものであつて、王道に及ばぬこと無論である。

扱、荀子の説く禮であるが、禮論篇に「禮者人道之極也」と云ひ、その起源に就いて同篇に「禮起

「於何一也、曰人生而有欲、欲而不_レ得、則不_レ能_レ無_レ求、求而無_レ度量分界、則不_レ能_レ不_レ爭、爭則亂、亂則窮先王惡_レ其亂一也、故制_レ禮義_二以分_レ之、以養_レ人之欲_一、給_レ人之求_一、使_レ欲必不_レ窮_レ乎物_一、物必不_レ屈_レ於欲_一、兩者相待而長、是禮之所_レ起也」と説く。人には各々分限あり、之を守ることが禮であり、之によつて社會秩序が維持され、従つて争亂も起らぬ。先王の治は正にこの禮がよく行はれた爲であり、當世の無秩序なる亂狀は此の先王の禮が廢れたことに由るが故に、天下を定めんと欲せば、先づ先王の禮を復活することが必要である。之が即ち王道であり、天下に王たらんとする君主は禮を修めることが其の任務である、と云ふのが荀子の禮論の大意である。

人々群居して利己的情欲のまゝに従へば、互に争ひて亂れざるを得ぬ。それ故に争亂を定めんと欲せば、各々その分を知らしめ、之を守らしめることが必要である。富國篇に「人之生不_レ能_レ無_レ群、群而無_レ分則争、争則亂、亂則窮矣。」王制篇に「人何以能群、曰分、分何以能行、曰以_レ義（中略）不_レ可_レ少頃舍_レ禮義_二之謂也」と云ひ、分を守らしむるものは禮義であり、分を明かにするには名を正すことが必要で、名を亂すことは社會の秩序を失ひ、思想を混亂せしむる基であるとして、戰國の思想の悪化を慨して曰く、「今聖王没、名守慢、奇辭起、名實亂、是非之形不明、則雖_レ守法之吏、誦數之儒、亦皆亂」（正名篇）と。而して名を正すには國家の權力を以つてすべきことが云はれてゐるが、この權力の發動は即ち荀子の刑であり、刑は禮義の制裁として行はるゝものである。かくの如く明分正名は禮を正す所以のものであるからして、刑が重要視され、性惡篇に「古聖人以_レ人之性惡_一、以爲偏險而不_レ正、

悖亂而不_レ治、故爲_レ之立_二君上之勢_一、以臨_レ之、明_二禮義_一、以化_レ之、起_二法正_一、以治_レ之、重_二刑罰_一、以禁_レ之、使天下皆出於治、合_レ於善_上也。是聖王之治、而禮義之化也。今嘗試去_二君上之勢_一、無_二禮義之化_一、去_二法正之治_一、無_二刑罰之禁_一、倚_レ而觀_二天下民人之相與_一也、若_レ是則夫強者害_レ弱者奪_レ之、衆者暴_レ寡_レ而誣_レ之、天下之悖亂而相亡、不_レ待_レ頃矣」と云つて、孔子が徳治主義を唱へて刑を禮の従としたるに對して、荀子は禮と刑とは互に相輔くるものと見た。之はやがて荀子の性惡説を承けた韓非の法治至上主義へ移る一因ともなるべきものと考へられるが、刑を以つて政治の極致とせぬ點に於いて之と異なる。

要するに仁義の政治、禮の制定が荀子の王道論の根本と見られるが、その禮を制定して天下に行はしむることも、王者の地位に居り、王者の權力を以つてしてこそ初めて可能である。故にこの禮論が戰國爭覇の時代に適合せず、然かも當時の最も切迫せる天下統一、王者の出現の欲求に對しても關與する所極めて少ないことから、この王道論に實現性の無いことを推測するに難くない。之は、後述することでもあるが、當時の知識階級が全く權力者階級に隸屬してゐたが故に、その記述する政治論は總て君主の爲であり、被治者階級を極度に輕視して、君主の權力を絶對的のものと思、民はその命のまゝに従ふと考へる支那の知識階級に通有なる思想に由來する。かくして先秦儒家の王道論は、荀子を最後として、法家の法治論に推移する。

四、結 論

以上で先王の道、及び王道に就いての概要を見たのであるが、年次を降るに従つて可成り時代の趨勢に順應して展開して來てゐることが考へられる。このことは孔子が只管周室の復舊を望んで文武の治を夢み、孟子に於いて王者の出現が肯定されて王霸兩道を對立せしめ、更に荀子に至つては此の對立が全く變化して、王霸彊が等級的になつてゐる一事を以つてしても明らかである。乍併、周代の中葉以後、農業經濟の發展は諸侯の國富を致し、各々權勢を恃んで割據し、富國強兵の道を講じて土地人民の爭奪兼併を専らとし、爭霸攻伐相繼ぐ當時の世態は、王制の理想を全く一變せしめ、王道論の實現には餘りに縁遠いものであつた。加之、王道論それ自体も亦、可成り批難さるべき點があつた。

王道論は權力者階級の被護を受け、之に隸屬し、王佐を以つて自から任じた知識階級より生れた思想であり、従つてその説く所は君主を本位とした所謂、帝王學であつて、君主に絶大なる權力が與へられ、民衆が甚だしく無視された傾向が認められる。之は支那古代の政治形態である祭政一致と敬天思想の傳統に由るものであり又、家族生活を基調とする支那の社會形態より來る反應で、家族主義を延長して君王に及ぼし、天子を民の父母であるとしたことにも由來するものである。それ故に天子は仁慈の徳を以つて天下國家に臨むべく、民衆は虐政を行ふ君主より離反して、總て仁政の下に歸服し宛かも草の風に靡き、水の低きに就くが如く君徳を慕ひて聚るものであるといふ儒家の思想が生れて

來る。然もこの歸服離反の關係は、第一に國民としての結合体が形成されず、國家として確然たる存在の無かつた支那古代の族長時代の政治形態に因るものであり、第二に肥沃の地を追ふて移住し、或は水旱の禍を避けて轉々した支那民族の、放浪的生活の傳統より來たものとも思はれるが、結局、戰國の世に適合性の無かつたことは明らかで、唯思想としてのみ見られるものである。

次に支那の政治は君主と民とが全く對立の關係におかれ、事實上、利害相反する地位に在るものである。民衆は總て利に就き、害に背くが故に、虐政とは彼等の生活を害することであり、仁政とは成るべく利を與へて安住せしめることである。然し民衆の利のみを計つては君主自体の利益と權勢とを維持することが出來ぬ。そこで仁君とは自己の地位を十分に保持しいゝ、然も出來得る限りの利を民に與へて、その生活を安固ならしむるものであるとすれば、利を求めることを排斥した儒家殊に孟子が、民の去就は全く利害によることを認めたことになるが、之は儒家が利に就く者を小人と稱し、民衆を輕視して禽獸にも等しきものとし、眞の人とは士大夫以上の者であり、之を對象としてその道徳が説かれたからであつた。このことからして、民は全然無力にして、君主に依存すること無くしては生活し得ざるものと考へられ、君主は民に對して道徳的責任を有するが、民は君主に對して何等道徳上責任無く、唯利害に従つて向背するの自由が與へられてゐる。仁政の下には民必ず歸服すると説いたことも亦一つは此の利害關係を基礎としたものであらう。

更に王道論は徳治主義を根本とするが故に、君主の道徳、徳化のことが強調されてゐるが徳化とい

ふことは直接的に行はれるものであり、當時の支那の政治形態が、王は諸侯の上に位し、直接に民との關係が無かつた實際の状態から見て、君主の徳が直ちに民に及ぶとする徳治論には可成り無理があるが、之は支那の社會組織の根源をなす家族制度を延長して、廣く天下に及ぼしたものと考へられる。

最後に、孟子の王道論に於いて、この論が湯武の放伐と全然相容れぬことを述べたが、之は敬天思想から發展した天命論によつて解釋されてゐる。天を道德的律法の執行者であるとし、天子は天に代つて仁政を行ふべきであると云ふ事山から、桀紂の暴政は天命に違背し、天命を失へるものであり、湯武の放伐が天下の虐政を除いて民を安きにおいたことは、當に天命に協へるものと解してゐるが、之は戰國の實狀に即して、王者の出現を望んだが爲でもあり、君主には絶對的に道德上の責任がありその興亡は全く君徳の如何に左右されるとして、君主の修徳を力説するの餘り、武力による放伐が敢て深く問はれなかつたものであらう。

以上によつて王道論の大体を研討したのであるが、要するに王道論は帝王の學であり、儒家は君王の輔佐を以つて自から任じ、只管君王の徳義のみを主張するが爲に、上述の如く空想的なものに終始し、秦の武力による天下統一と云ふ反對の事象が、如實に現はれるのである。

かくの如く、春秋戰國の世を定める爲には、王道を以つてするも不可能であり、老莊の無爲恬淡を以つてしても適切でなく、法家の説が事實上、功績を收めてゐる。この先驅を爲した者は管仲であり

彼が「倉廩滿而知_レ禮節、衣食足而知_レ榮辱」と云つたのは周知のことである。其他、韓に申不害、秦に商鞅あり、殊に秦は孝公の時に、商鞅の農本主義、信賞必罰主義によつて富國強兵の實を擧げ、この基礎に據つて始皇帝の天下統一が成就したが、始皇帝はかねて韓非を崇拜し、「寡人得_レ見_レ此人_レ與_レ之游_レ死_レ不_レ恨矣。」と云ひ、韓を攻めて韓非を引見したことから考へて、法家の大成者韓非の影響も亦大なるものが有つたと云ふべきである。

秦の天下統一は事實上、王道論の失敗を物語るものであるが、それが帝王の學である點に於いて、漢代に至つて再興された。それは既に天下が統一され、王室が存在する以上、孟子の如何にして天下に王たるかの王道論は問題でなく、王位の確保維持の必要から、禮を定めて秩序を正し、民の教化を説く荀子の王道論が役に立つて來るのであつて、事實上、儀禮の制定によつて王室の尊嚴が保たれたのである。然も漢代の王道論には陰陽説が混入し、陰陽の調和は君徳の如何にあるとまで説かれて、民衆の生活が重要視されて來る。

漢以後は王位を保持し、王室の尊嚴を示し、位階、服制、秩序を保つ上に王道の意義が存し、王朝の更迭毎に、堯舜禹の禪讓に倣ふ形式禪讓（事實は強迫禪讓であるが）の上に於いて先王の道の繼承が見出される。

「先奏し於ける王道論の展開」